

第2 工事・作業

1. 根拠

港則法第31条(工事等の許可)

1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第37条の3(準用規定)

第31条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。

2. 用語の解説

(1)「港の境界線付近」とは、工事等の行為が当該港における船舶の出入り、又は在港船に影響のある範囲をいいます。

(2)「工事」とは、行為の行われた場所において、将来に施設、その他の痕跡を残すものの。

(例) 埋立て 防波堤築造 護岸工事 浚渫等

(3)「作業」とは、行為の行われた場所において、将来に痕跡を残さないもの。

(例) 潜水作業 測量 ボーリング 磁気探査等

(4)「工事又は作業」(以下「工事等」という)には漁業の手段として行う養殖棚や定置網等の設置工事も含まれます。

(5)「工事又は作業をしようとするもの」とは、「工事等」をしようとする責任者を指します。

(6)「特定港以外の港」とは、福井県(敦賀海上保安部管内)においては、「小浜港」、「和田港」、「内浦港」を指します。

3. 工事・作業の範囲

(1) 定置網漁業を営むための定置網の設置、かき、真珠貝等の養殖のための竹木材類の敷設、魚礁の設置等は、漁労行為の前提としてなされるものではあるが、当該行為は法第31条の「工事等」に該当します。

(2) 潜水して行うスクラップ採取、船底清掃作業は、器具を使用する、しないにかかわらず、法第31条の「作業」に該当します。

(3) 港長が命ずることのできる「船舶交通の安全のために必要な措置」(法第31条の第2項の措置)には、次のようなものがあります。

- イ. 船舶の解撤作業、沈船の引揚げ作業等、油が流出し、又は貨物が散乱するおそれのある作業を行うときにおける当該油の流出、又は貨物の散乱を防止するための必要な措置。
- ロ. 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置。
- ハ. 浚渫、埋立て等が行われる場合の、当該作業区域を明示する標識の設置。
- ニ. 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置。
- ホ. 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒、防止するための措置。
- ヘ. その他必要に応じて実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更等。

4. 工事・作業の対象とならないもの

- (1) 船舶交通に与える影響が極めて小さい「工事等」については許可を受けることを要しません。ただし、当該工事等が許可の必要なものかどうか不明な場合は、当該工事等の概要を事前に「港長等」に問合せ下さい。
- (2) 工事の範囲は、一般的に「工事等」と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業等、当該行為の及ぼす行為が当該船舶内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸・荷役・給油作業等港内で通常行われる行為については除外されます。

5. その他

- (1) 国又は港湾管理者が直轄施工する工事等については、事前に「港長等」に文書により協議（許可申請に代えるべき協議）し、その同意を得ることもって許可にかえることとしております。
- (2) 港則法適用海域以外における「工事等」も、水路通報等で通行船舶に周知したり海図に反映させる場合があり、その状況を把握する必要から、「海上作業届」又は「海上工事届」を許可申請書に準じて敦賀海上保安部長あて提出願います。

6. 罰 則

「特定港等」において、許可を得ないで「工事等」をしたもの、又は規定に違反して命令された措置をとらなかったものは、3ヶ月の懲役又は3万円以下の罰金に処せられます。